

○雲仙市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成24年8月13日

告示第90号

(目的)

第1条 この告示は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）に対し、成年後見制度の利用支援を行うことにより、対象者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

(支援の種類)

第2条 市長は、成年後見制度を利用する対象者に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 後見開始又は保佐若しくは補助開始（以下「後見開始等」という。）の審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）に関する支援
- (2) 審判の申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「審判の申立てに係る費用」という。）の助成
- (3) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬等の助成

(市長による申立ての要件等)

第3条 市長による審判の申立ては、次に掲げる規定に基づき、支援を行うものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2

2 審判の申立てに関する支援を受けることができる対象者は、市内に住所若しくは居所のある者（老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により本市以外が措置を行うものとされている65歳以上の者、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項若しくは第2項の規定により本市以外が行う介護保険の被保険者とされている被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定により本市以外が支給決定を行うものとされている障害者を除く。）、老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により本市が措置を行うものとされている65歳以上の者、介護保険法第13条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされている被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定により本市が支給決定を行うものとされている障害者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるために意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市が必要と認める者

(市長による申立てに係る審判の種類)

第4条 市長による審判の申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条）

- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
 - (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判（民法第13条第2項）
 - (4) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
 - (5) 補助人の同意権の付与の審判（民法第17条第1項）
 - (6) 保佐人の代理権の付与の審判（民法第876条の4第1項）
 - (7) 補助人の代理権の付与の審判（民法第876条の9第1項）
- （審判の申立ての要請）

第5条 次に掲げる者は、対象者の審判の申立てを市長に要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 対象者の日常生活の援助者（親族を除く。）
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法第8条第24項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (7) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員

2 前項に規定する要請は、後見開始等審判の申立要請書（様式第1号）により行うものとする。

（対象者及び親族の調査の実施）

第6条 前条により、要請を受けた市長は、対象者への面談をし、次に掲げる調査を行うものとする。

- (1) 当該対象者の健康状態、精神状態等
- (2) 当該対象者の配偶者又は2親等以内の親族の有無
- (3) 当該対象者と親族の関係
- (4) 親族から当該対象者への虐待の事実の有無
- (5) 当該対象者と親族との財産争議の事実の有無
- (6) 市長が親族に代わって審判の申立てをするべき事由の有無

（親族への説明）

第7条 市長は、前条第2号の調査の結果、当該対象者に配偶者又は2親等以内の親族がいることが明らかなきときは、当該親族に審判の申立ての必要性を説明し、当該親族による申立てを促すものとする。

（審判の申立て）

第8条 市長は、第6条各号の調査の結果、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、審判の申立てを行うものとする。

- (1) 当該対象者に配偶者又は2親等以内の親族がいないとき。
- (2) 当該対象者の配偶者又は2親等以内の親族が、文書により自ら審判の申立てをしない旨を市長に対して申し入れた場合で、当該対象者の状況を考慮し、市長が審判の申立てをする必要があると認めるとき。ただし、明らかに文書による申入れが困難

な事由があると認める場合は、この限りでない。

(3) 対象者が虐待を受けるおそれ又は虐待を受けている疑い若しくは事実があり、対象者に親族がいても早急に市長による申立てを行う必要があると判断されるとき。

2 市長は、対象者が前項第3号に該当する場合は、第6条の規定にかかわらず、調査を省略し、審判の申立てを行うことができる。

(費用の負担)

第9条 市長は、前条の規定による審判の申立てに係る費用について負担するものとする。

2 前項に規定する費用について、家庭裁判所が審判の申立ての支援を受けた対象者、その他の関係者（以下「関係人」という。）に対しその費用の全部又は一部について負担すべき命令をしたときは、市長は、その指定する関係人に対し当該費用を請求するものとする。

3 前項に規定する請求は、後見開始等審判の申立費用の請求書（様式第2号）により行うものとする。

4 市長は、審判の申立ての支援を受けた対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、当該費用を請求しないものとする。

(1) 生活保護受給者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付等受給者

(3) 市民税を課されておらず、活用できる資産、貯蓄等がなく、審判の申立てに係る費用の支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者

(成年後見人等に対する報酬等の助成)

第10条 市長は、家庭裁判所により成年後見人等が選任された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該対象者に対して、後見開始等の後に必要となる成年後見人等に対する報酬等について助成するものとする。ただし、選任された成年後見人等が、対象者の配偶者、直系親族又は兄弟姉妹である場合を除く。

(1) 生活保護受給者

(2) 市県民税が非課税の者で、成年後見人等に対する報酬等について助成を受けなければ成年後見制度を利用することが困難なもの

(3) 選任された成年後見人等と協議し、当該成年後見人等に対する報酬等について助成が必要であると市長が認める者

2 前項の規定により市長が助成する額は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項又は50の項に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬額とする。ただし、当該助成を受ける対象者について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する金額を助成の上限とする。

(1) 在宅生活者 月額28,000円

(2) 施設入所者 月額18,000円

(報酬の助成申請等)

第11条 成年後見人等に対する報酬の助成（以下「報酬助成金」という。）の交付を申請できる者は、対象者又は対象者の代理人としての成年後見人若しくは代理権を付与された保佐人若しくは補助人（以下「報酬助成申請者」という。）とする。

2 報酬助成申請者は、報酬助成金の交付を申請しようとするときは、報酬付与の審判の決定後、速やかに成年後見人等の報酬助成交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。この場合において、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）第3条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

3 規則第3条第4号に規定する書類として前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿、領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し
- (5) 成年後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書（成年後見人等が申請する場合に限る。）
- (6) 代理権付与の審判決定書の写し（保佐人又は補助人が申請する場合に限る。）

4 市長は、第2項の申請があったときは、これを審査し、助成の可否及び助成額を決定したときは、報酬助成申請者に対し、成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

5 第2項の申請書及び前項の通知書は、規則第18条の規定により、それぞれ規則第3条及び第5条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（助成金の請求等）

第12条 前条第4項の規定により助成の決定を受けた報酬助成申請者は、成年後見人等の報酬助成金請求書（様式第5号）により、当該決定された助成額を請求するものとする。

2 助成金の支払は、前項の請求に基づき、対象者名義の預金口座へ振り込むことにより行うものとする。

3 第1項の請求書は、規則第18条の規定により、規則第12条第1項に規定する様式の特例として定めるものとする。

（手続の特例）

第13条 この助成金においては、規則第17条の規定により、規則第9条及び第10条の規定にかかわらず、当該各条の手続を省略するものとする。

（利用終了の届出）

第14条 審判の申立ての支援を受けた対象者の成年後見制度の利用が終了したときは、当該対象者又はその成年後見人等であった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（その他）

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(雲仙市成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要領の廃止)

- 2 雲仙市成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要領（平成20年雲仙市告示第127号）は、廃止する。

附 則（平成25年4月1日告示第31号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第34号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月2日告示第8号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日告示第144号）

この告示は、令和4年1月1日から施行する。